

県南広域振興局長告示第145号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和2年11月27日

県南広域振興局長 佐々木 隆

介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500778	合同会社前畑	指定訪問看護ステーション はなみずき	奥州市江刺西大通り1番 11号	令和2年11月20日